薪資補貼

補貼月份認定：自發生艱困事實之月份起，最多補貼 109 年 4 月至 6 月 3 個月份

1、以下情形補貼月份為 109 年 4 月至 6 月:

(1)109 年 1 月至 5 月期間任連續 2 個月之月平均營業額較 109 年任 1 個月之營業額、108 年下半年之月平均營業額、108 年同期月平均營業額或 107 年同期月平均營業額減少達 50%者。

(2)109 年 1 月至 4 月期間任 1 個月營業額較 109 年任 1 個月營業額、108 年下半年之月平均營業額、108 年同期營業額或 107 年同期營業額減少達 50%者。

(3)109 年 1 月至 4 月期間營業人銷售額與稅額申報書（401、403）合計營業額較同年任一期之合計營業額、108 年下半年任一期之合計營業額、108 年同期之合計營業額或 107 年同期之合計營業額減少達 50%者。

(4)109 年 1 月至 6 月期間核定書（405）合計營業額較同年任一期之合計營業額、108 年下半年任一期之合計營業額、108 年同期之合計營業額或 107 年同期之合計營業額減少達 50%者。

2、以下情形補貼月份為 109 年 5 月及 6 月：

(1)109 年 5 月及 6 月之月平均營業額較 109 年任 1 個月之營業額、108 年下半年之月平均營業額、108 年同期月平均營業額或 107 年同期月平均營業額減少達 50%者。

(2)109 年 5 月營業額較 109 年任 1 個月營業額、108 年下半年之月平均營業額、108 年同期營業額或 107 年同期營業額減少達 50%者。

(3)109 年 5 月及 6 月期間營業人銷售額與稅額申報書（401、403）合計營業額較同年任一期之合計營業額、108 年下半年任一期之合計營業額、108 年同期之合計營業額或 107 年同期之合計營業額減少達 50%者。

3、以下情形補貼月份為 109 年 6 月：

109 年 6 月營業額較 109 年任 1 個月營業額、108 年下半年之月平均營業額、108 年同期營業額或 107 年同期營業額減少達 50%者